

越 子 第 3 7 号
令和2年5月1日

保 護 者 様

越生町長 新 井 雄 啓
(公印省略)

緊急事態宣言が延長された場合の保育園の登園自粛のお願い

日頃、町の児童福祉行政につきまして、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。ごぞいます。

さて、越生町では、令和2年4月9日付「緊急事態宣言を受けての保育所への登園自粛について（お願い）」において、保護者の皆様に保育園の登園自粛の協力をお願いいたしましたところ、多くの皆様のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

しかしながら、依然として新型コロナウイルスは全国的に感染拡大し、特に3密「密閉・密集・密接」が避けられない保育所では、全国各地で集団感染の事例が確認されるなど、予断を許さない状況が続いております。

緊急事態宣言が延長された場合、登園自粛期間を5月7日以降から緊急事態宣言が解除されるまでに延長いたします。保護者が在宅にいる方や祖父母等の協力が得られる方など、ご家庭で監護できる日は登園を控えるようご協力をお願い申し上げます。

また、埼玉県では、大型連休中はステイホーム期間とし、行楽や帰省など不要不急の外出を自粛するよう求めています。

保育園を継続的に運営するために必要な協力であると同時に、お子さまの命・健康を守るための第一義的な協力でもあります。この重大な局面を乗り越えるため、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※越生町では、感染者が発生していないため、適切な感染症対策を講じた上で開所し、登園自粛のご協力により規模の縮小を図っています。

利用者の削減が不十分な施設におきましては、安全な保育運営を行う観点から、「臨時休園」や「利用対象者を保護者ともに医療従事者または社会生活を維持するうえで必要な職種に勤務する方やひとり親家庭のうち、家庭での保育が困難な方に限る」など保育の提供規模を縮小する場合があります。

○3歳未満児の利用者負担（保育料）について

令和2年4月8日から緊急事態宣言が解除されるまでの期間は、登園を控えた日数に応じ、月ごとに日割り計算「月額保育料×（25－登園を控えた日数）÷25」（予定）による減免を行います。保育料は通常どおり引き落とし、減免の決定ができ次第、引落口座に還付いたします。

※利用者負担額減免申請書は、後日園を通じ案内・配付いたします。先日配付した申請書は使用いたしません。

※3歳以上児の給食費等は、各園での取り扱いとなります。

○令和2年4月入所の育休復帰の取り扱い

育児休業明けで仕事復帰する方のうち、事業者から育休延長の要請があった場合や保護者が感染症対策として育休延長を希望する場合で、登園自粛にご協力いただいた児童は、育休延長を認める対応を行います。

緊急事態宣言が延長され、育休再延長を希望される場合は、5月15日（金）までに子育て支援課にご連絡をお願いいたします。

※今後、国や県の動向等により対応が変更となる場合があります。決まり次第、ご案内いたします。

越生町子育て支援課 成野
TEL 049-292-3121（内線162）